

AMT/NEWSLETTER

China Legal Update

2025年11月28日

個人情報域外移転認証弁法

弁護士 射手矢 好雄/ 弁護士 森脇 章/ 弁護士 中川 裕茂
弁護士 若林 耕/ 中国弁護士 屠 錦寧/ 弁護士 尾関 麻帆
弁護士 横井 傑/ 弁護士 唐沢 晃平

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. 中国法令アップデート

- ・電子印章管理弁法
- ・政府調達における本国製品標準及び関連政策の実施に関する通知
- ・環境保護税法(2025年改正)
- ・事業者結合届出規範
- ・ネットワーク安全法(2025年改正) ←今号の注目法令
- ・個人情報域外移転認証弁法 ←今号の注目法令

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メイナード、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 40 回(中国メインランド)

日時:2025 年 6 月 19 日(木)

「中国の生成 AI 規制:法令と裁判例から学ぶ生成 AI 活用に伴うリスクと実務上の留意点」

講師:シニア・アソシエイト弁護士 胡 紗静

第 41 回(中国メインランド)

日時:2025 年 7 月 17 日(木)

「中国輸出入管理規制の俯瞰図と実務対応の勘所」

講師:パートナー弁護士 横井 傑

第 42 回(メインランド)

日時:2025 年 10 月 16 日(木)

「企業が注目する中国法制度の動向 (2025 年版)」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

II. 中国法令アップデート(主に 2025 年 10 月 1 日~10 月 31 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令は、「ネットワーク安全法」の改正法である(2017 年の制定以降、初めての大幅な改正となる。)。2022 年 9 月 12 日、2025 年 3 月 28 日、2025 年 10 月 27 日付で 3 度の意見募集を経て正式に公布され、2026 年 1 月 1 日から施行される。同法は、データ安全法、個人情報保護法とともにデータ規制三法の一つとされる。ネットワーク運営者・重要情報インフラ事業者(CII)の義務違反に対する罰金上限が大幅に引き上げられ、警告なしで罰金適用できるケース、アプリ停止などの行政処分が導入された点がポイントである。

今号のもう一本の注目法令は、「個人情報域外移転認証弁法」である。同弁法は、個人情報の越境移転の適法化要件の一つである個人情報保護認証について規定するものである。個人情報保護法 38 条においては、個人情報を中国本土外に越境移転させるための適法化要件として、①同法 40 条の規定に基づき国家インターネット情報部門が組織する安全評価に合格すること(「1 号要件」)、②国家インターネット情報部門の規定に基づき専門機関による個人情報保護認証を経ること(「2 号要件」)、③国家インターネット情報部門が制定した標準契約に基づき、本土外の情報受領者と契約を締結し、双方の権利と義務を取り決めること(「3 号要件」)の 3 つが定められているところ、ここ数年の間で、1 号要件と 3 号要件については、その関連細則・手続ガイドラインが整備されているものの、2 号要件については遅れており、実務的にも現実的な選択肢として考えられてこなかった。本弁法は、2 号要件について、個人情報取扱者が認証を受けるための要件等を明らかにするものである。実務的には、個人情報保護認証が使用されているケースはまだ少ないものと思われるが、今後は実務の利用事例等をみながら、個人情報保護認証の活用の可能性も検討し得る。

弊事務所では同弁法の全訳を作成しているので、ご入用の方はニュースレターアドレスまでご連絡ください。

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<憲法・行政法>

電子印章管理弁法

[ポイント] 2025 年 10 月 9 日、国務院弁公庁は「電子印章管理弁法」(以下「本弁法」という。)を公布し、本弁法は同日から施行されている。電子印章に関する規定は地方レベルでは定められており(「上海市電子印章管理暫定弁法」「天津市電子印章慣例暫定弁法」等)、実務上も、地方政府や民間のベンダーが提供する電子印章サービスが多く利用されている。しかしながら、これまで電子印章に関する全国レベルの統一的な法令はなく、電子印章に関しては、①法的効力が明確ではない、②管轄部門が不明瞭である、③ルールの整備が不十分であるといった問題が指摘されていた。

本弁法は、電子印章の取扱いを定める初めての全国レベルの規定であり、全 38 条で構成される。本弁法には、関係部門の職責(2 章)、電子印章の制作・届出・抹消(3 章)、電子印章の使用・管理(4 章)、地区・部門間の相互信用・相互認証(5 章)、電子印章の安全管理(6 章)及び法令違反の責任(7 章)といった事項が定められている。

電子印章の効力に関しては、本弁法の規定に適合する電子印章は、実物の印章と同等の法的効力を有することが明確にされている(5 条)。地区・部門を跨ぐ電子印章の取扱いに関しては、電子印章の地区・部門間における相互信用・相互認証の整備や相互信用・相互認証の基準構築を推進することが明記されており(25 条、26 条)、今後、地区・部門を跨ぐ電子印章の取扱いが整備されることが期待される。

[原文] [電子印章管理办法\(国弁發\[2025\]33 号\)](#)

[公布／公表機関] 国務院(国务院)

2025 年 10 月 9 日公布、同日施行

執筆担当:日本弁護士 芳賀 洋一

政府調達における本国製品標準及び関連政策の実施に関する通知

[ポイント] 統一的で開放的な競争秩序のある政府調達市場システムを構築し、政府調達制度を整備し、内資、外資等の各種経営主体が政府調達に平等に参加することを保障し、外資企業の内国民待遇を実施するため、同通知を公布した。本国製品に該当すると、政府調達の競争に参加する場合、見積価格の控除の優遇措置を受けることができる。同通知の主な内容は、以下の通りである。

1. 本国製品の認定条件

分類	具体的な要求	適用除外
国内生産要求	中国の税関内で製造、加工又は組立等の工程を経て、原材料/構成部品の属性変更を実現し、新名称、新用途を有する新製品を形成すること。	<ul style="list-style-type: none">輸送中又は保管中に製品が一定の状態を維持するための作業製品の輸送又は販売のための包装又は表示製品又はその包装へのブランド、標章、ロゴ及びその他の区別のための表示の貼付又は印刷簡単な塗装、仕上げ及び小分けその他属性の変更に該当しない行為
構成部品原価比率	中国国内で生産された構成部品の原価比率が規定比率に達していること。 ※財政部は、業界主管部門と共同で製品別に中国国内で生産された構成部品の原価比率を確定する。具体的な比率はまだ明確にされていない。	—
特定製品の追加要求	主要分野製品については、主要構成部品の国内生産、主要工程の国内完成を追加要求する。 ※具体的な製品リストは複数部門が共同で決定する。	—

2. 本国製品の適用範囲

政府調達品目分類目録の貨物類製品に適用する。ただし、家屋及び構築物、文物及び陳列品、図書記録、特殊動植物、農林牧漁業製品、鉱山及び鉱物、電気、都市用ガス)、蒸気、熱水、水、食品飲料、たばこ、無形資産などは除外される。

3. 本国製品への政策支持

本国製品と非本国製品が同じ競争に参加する場合、本国製品の見積価格から 20%を控除し、控除後の価格で評価する。

4. 移行期間

2026年1月1日の施行後5年以内に、製品別に中国国内で生産する部品の原価比率要求、及び特定製品の主要部品、主要工程の関連要求を確定し、且つ業界ごとの発展状況に応じて、具体的な製品の関連要求の公布時に、3-5年の移行期間を設ける。

[原文] [关于政府采购中实施本国产品标准及相关政策的通知\(国办发\[2025\]34号\)](#)

号) [公布/公表機関] 国務院(国务院)

2025年9月28日公布、2026年1月1日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李 加弟

＜会計・税務＞

環境保護税法(2025年改正)

[ポイント] 2025年10月28日、中国の「環境保護税法」が改正され、既存税目以外の揮発性有機化合物(VOCs)について環境保護税の「試点(パイロット)徴収」の実施が規定されている。なお、具体的な実施手順については今後国務院が実施弁法を定め、施行後5年以内に実施状況を報告していくという枠組みである。

「環境保護税法」(2018年1月1日施行)とは、環境汚染物質の排出に対する課税を定める法令である。具体的には、企業等が排出する大気・水・固体廃棄物・騒音に関し、その排出量を汚染染当量に換算して課税標準とし、各税目ごとに税額の上下限(例:大気 1.2~12 元/当量、水 1.4~14 元/当量)を規定しつつ、具体的な税額は地方政府が地域の環境容量および政策目標に応じて決定される。当該体制において、課税および徴収は税務機関が担い、環境主管部門による排出許可・監測データとの情報連携に基づき執行される。なお、2024年における環境保護税の税収は 246 億元であり、国家税収の 0.14%を占める。

本改正のポイントは、VOCs の課税対象範囲の拡大にある。本改正前は、18 種類の VOCs(ベンゼン、ホルムアルデヒド等)のみが対象とされていたが、本改正により、従来対象外であった 300 種超の一般的な VOCs(アルコール類、エステル類、炭化水素類等)にも課税が及ぶ可能性がある。

中研普華研究院が公表した「2025-2030 年中国揮発性有機化合物市場の詳細調査および需給評価報告書」等によれば、家具製造、包装印刷、石油化学、塗装、電子機器等の産業は、VOCs の主要排出源とされており、これらの業界においては、これまで環境保護税の課税対象とされていなかった多種類の VOCs が、製造工程において大量に排出されている。例えば、家具製造業においては、溶剤型塗料や接着剤の使用に伴い、酢酸ブチル、トルエン等の VOCs が無組織に揮発・排出されるが、これらの物質の多くは従来の課税対象に含まれていないものである。

が、じゅう

[原文] 环境保护税法（2025年修订）（主席令第六十二号）

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会(全国人民代表大会常务委员会)

2025年10月28日公布、同日施行

執筆担当:上海オフィス顧問 石瀛

＜経済諸法＞

事業者結合届出規範

[ポイント] 本規範は、事業者結合の届出に関する要件を包括的に規定している。これまで、中国では、事業者結合の届出について、『事業者結合届出に関する指導意見』、『事業者結合届出文書資料に関する指導意見』、『事業者結合簡易案件の届出に関する指導意見』、『事業者結合案件の届出名称の規範化に関する指導意見』の 4 本の指導文書が公布されてきた。企業の届出の効率及び質の一層の向上を図るために、市場監督管理総局は、既存の指導文書を統合し、届出審査における実務経験を踏まえ、本規範を制定した。内容上では、本規範は上記の既存の指導文書とは大きな変わりはない。市場監督管理総局の解釈によれば、本規範の公布後、前記 4 本の指導文書は廃止される。¹

本規範は 6 章から成り、その他 6 つの付録を含む。事業者結合届出の条件、提出資料、手続きの流れ等を包括的に規定している。主な内容は以下のとおりである。

1. 事業者結合届出の条件

本規範では、事業者結合の届出が必要となる要件等が規定されている。事業者結合を構成する具体的な行為、規定の届出基準に達している場合、届出基準に達していないものの届出が必要となる場合、届出が免除される場合等が含まれる。

2. 事業者結合届出資料

本規範では、企業が届出を行う際に提出が必要な書類や資料及び関連要件が詳細に記載されている。例えば、届出書の主な内容、簡易案件の届出要件等について詳細に規定されている。

3. 事業者結合届出の流れ

¹ https://www.samr.gov.cn/zw/zfxgk/fdzdgknr/xwxs/art/2025/art_fa9bb10423904c93b139b0e1e5b8c987.html

本規範では、企業による届出文書の準備・提出方法が詳細に規定されている。また届出後の受理・審査の流れについても詳細に記載されている。

4.付録の内容

規範本体の条項のほか、企業が届出の関連要件をより正しく理解し、情報や資料をより正確に記入できるよう、本規範では、6つの付録において、支配権の判断要素、売上高の計算方法、届出表の記入要件、届出前の相談手続及び要件について詳細に規定している。

[原文] 经营者集中申报规范 (国家市场监督管理总局标准号 MR/T 0002—

2025) [公布／公表機関] 国家市場監督管理総局(国家市场监管总局)

2025年9月26日公布、同年10月1日施行

執筆担当:北京事務所顧問 李彬

<社会法>

ネットワーク安全法(2025年改正)

[ポイント] 本法は、2017年6月1日に制定されたネットワーク安全法の改正法である。2022年9月12日、2025年3月28日、2025年10月27日付で3度の意見募集を経て正式に公布され、2026年1月1日から施行される。本改正におけるネットワーク安全法の修正の主な内容としては、以下の点が挙げられる。

(1) ネットワーク運用のセキュリティに関する法的責任の強化

ネットワーク運用のセキュリティに関する法律違反の罰則について、下表に記載の通り強化された。

No.	事象	現行法	改正法
1	ネットワーク運営者にネットワーク安全法上の安全保護義務(現21条、25条)違反があった場合	是正の命令、警告を行う。是正を拒み、又はサイバーセキュリティに危害が生じる結果をもたらした場合、1万元から10万元の過料を課すことができ、直接の責任を負う主管人員に対して5000元から5万元の過料を課すことができる。(現59条1項)	是正命令及び警告に加えて1万元から5万元の過料を課すことができる。是正を拒み、又はサイバーセキュリティに危害が生じる結果をもたらした場合、5万元から50万元の過料を課すことができ、直接の責任を負う主管人員及びその他の直接の責任を負う人員に対して1万元から10万元の過料を課すことができる。(新61条1項)
2	重要情報インフラ運営者にネットワーク安全法上の安全保護義務(現33条、34条、36条、38条)違反があった場合	是正の命令、警告を行う。是正を拒み、又はサイバーセキュリティに危害が生じる結果をもたらした場合、10万元から100万元の過料を課すことができ、直接の責任を負う主管人員に対して1万元から10万元の過料を課すことができる。(現59条2項)	是正命令及び警告に加えて5万元から10万元の過料を課すことができる。是正を拒み、又はサイバーセキュリティに危害が生じる結果をもたらした場合、10万元から100万元の過料を課すことができ、直接の責任を負う主管人員及びその他の直接の責任を負う人員に対して1万元から10万元の過料を課すことができる。(新61条2項)
3	上記1,2の各法令違反により、大量のデータ漏洩、重要なインフラ設備の局部機能の喪失等ネットワークの安全に重大な危害を及ぼす結果をもたらした場合	規定なし	50万元から200万元の過料を課すことができ、直接の責任を負う主管人員及びその他の直接の責任を負う人員に対して5万元から20万元の過料を課すことができる。(新61条3項)
4	上記1,2の各法令違反により、重要	規定なし	200万元から1000万元の過料を課すこ

	な情報インフラの主要機能の喪失等ネットワークの安全に特に重大な危害を及ぼす結果をもたらした場合		とができる、直接の責任を負う主管人員及びその他の直接の責任を負う人員に対して <u>20 万元から 100 万元</u> の過料を課すことができる。(新 61 条 3 項)
5	セキュリティ認証、セキュリティ検査を経ず、又はセキュリティ認証に不合格のまま、セキュリティ検査が要件に適合しないネットワークの重要設備及びサイバーセキュリティ専用製品を販売又は提供した場合	規定なし	販売又は提供の停止を命じ、警告を行い、 <u>違法所得を没収</u> することができる。違法所得がない場合又は 10 万元未満の場合は <u>2 万元から 10 万元</u> の過料を課すことができ、違法所得が 10 万元以上の場合は <u>違法所得の 1 倍から 5 倍</u> の過料を課すことができる。 情状が重大な場合、 <u>関連する業務の停止、業務の廃止、関連する許可証又は営業許可証の取消し</u> を命じることができる。(新 63 条)
6	本法に違反してネットワーク安全認証、検査、リスク評価等の活動を行い、又は公衆に対して脆弱性、コンピューターウイルス、サイバー攻撃、ネットワーク侵入等のネットワークセキュリティ情報を公表した場合	是正の命令、警告を行う。是正を拒み、又は情状が重大な場合、1 万元から 10 万元の過料を課し、かつ関連する業務の停止、業務の廃止、ウェブサイトの閉鎖、関連する許可証又は営業許可証の取消しを命じることができ、直接の責任を負う主管人員又はその他の直接の責任を負う人員に対して 5000 元から 5 万元の過料を課すことができる。(現 62 条)	是正の命令、警告に加えて、 <u>1 万元から 10 万元</u> の過料を課すことができる。是正を拒み、又は情状が重大な場合、 <u>10 万元から 100 万元</u> の過料を課し、かつ関連する業務の停止、業務の廃止、ウェブサイトまたはアプリの閉鎖、関連する許可証又は営業許可証の取消しを命じることができ、直接の責任を負う主管人員又はその他の直接の責任を負う人員に対して <u>1 万元から 10 万元</u> の過料を課すことができる。(新 65 条)

(2) ネットワーク情報のセキュリティに関する法的責任

法律、行政法規により公開又は伝送が禁止されている情報について伝送の停止、除去等の処置措置を講じなかつた場合等の罰則を下表のとおり強化した。

No.	事象	現行法	改正法
7	法律、行政法規により公開又は伝送が禁止されている情報について情報の伝送の停止、除去等の処置措置を講じ、関連する記録を保存しなかつた場合(改正法では、関連する主管部門への報告を行わなかった場合等も含まれる。)	是正の命令、警告を行い、違法所得を没収する。是正を拒み、又は情状が重大な場合、10 万元から 50 万元の過料を課し、かつ関連する業務の停止、業務の廃止、ウェブサイトの閉鎖、関連する許可証又は営業許可証の取消しを命じることができ、直接の責任を負う主管人員その他の直接の責任を負う人員に対して 1 万元から 10 万元の過料を課すことができる。(68 条 1 項)	是正命令及び警告に加えて、 <u>通報を以て 5 万元から 50 万元</u> の過料を課すことができる。是正を拒み、又は情状が重大な場合、 <u>50 万元から 200 万元</u> の過料が課され、かつ関連する業務の停止、業務の廃止、ウェブサイト又はアプリの閉鎖、関連する許可証又は営業許可証の取消しを命じることができ、直接の責任を負う主管人員その他の直接の責任を負う人員に対して <u>5 万元から 20 万元</u> の過料を課すことができる。(新 69 条 1 項)
8	上記 7 の法令違反により、特に重大	規定なし	200 万元から 1000 万元の過料を課すこ

な影響、結果をもたらした場合	とができる、直接の責任を負う主管人員その他の直接の責任を負う人員に対して <u>20万元から100万元の過料を課す</u> ことができる。(新69条2項)
----------------	---

(3) 個人情報及び重要データの安全に関する法的責任

データ安全法、個人情報保護法等の法令の規定がネットワーク安全法の現 64 条、66 条に係る個人情報及び重要データに係る違法行為の処罰について規定していることを踏まえて、ネットワーク安全法ではこれに関する処罰規定は置かず、上記の法令の規定に従うことを明確にしている(新 71 条)。

(4) 行政処罰の軽減及び免除

行政処罰法との適用関係を踏まえて、同法の規定を踏まえて処罰を軽減し、又は処罰を免除することができることを明確にした(新 73 条)。

[原文] 网络安全法(2025年修订)(中华人民共和国主席令第 61 号)

[公布／公表機関] 全国人民代表大会常務委員会(全国人民代表大会常务委员会)

2025 年 10 月 28 日公布、2026 年 1 月 1 日施行

執筆担当:日本弁護士 徳山 剛史

個人情報域外移転認証弁法

[ポイント] 国家インターネット情報弁公室及び国家市場監督管理総局は、2025 年 10 月 14 日、「個人情報域外移転認証弁法」(以下「本弁法」という。)を公布した。本弁法は、2022 年 11 月に公表された「個人情報保護認証の実施に関する公告」を踏まえ、2025 年 2 月 3 日までの意見募集稿を経て制定されたものであり、全 19 条で構成され、2026 年 1 月 1 日から施行される。

個人情報保護法 38 条においては、個人情報を中国本土外に越境移転させるための適法化要件として、①同法 40 条の規定に基づき国家インターネット情報部門が組織する安全評価に合格すること(「1 号要件」)、②国家インターネット情報部門の規定に基づき専門機関による個人情報保護認証を経ること(「2 号要件」)、③国家インターネット情報部門が制定した標準契約に基づき、本土外の情報受領者と契約を締結し、双方の権利と義務を取り決めること(「3 号要件」)の 3 つを定めているところ、ここ数年の間で、1 号要件と 3 号要件については、その関連法令が整い始めたものの、2 号要件については、詳細はペールに包まれており、実務的には選択肢として考えられてこなかった。本弁法は、2 号要件について、個人情報取扱者が認証を受けるための要件、認証機関の職権や義務等を明らかにするものである。

本弁法によれば、2 号要件の対象となるためには、具体的には、以下の要件をいずれも満たす必要がある。

- ① 個人情報取扱者が重要情報インフラ運営者でないこと
- ② 同年 1 月 1 日から累計で本土外に提供した個人情報(機微な個人情報を含まない。)が 10 万人分以上 100 万人分未満であり、又は同年 1 月 1 日から累計で本土外に提供した機微な個人情報が 1 万人分未満であること
- ③ 本土外に提供する個人情報に重要データが含まれないこと

個人情報取扱者は、個人情報保護認証方式を通じて本土外に個人情報を提供する場合、専門認証機構に個人情報越境移転認証を申請しなければならない。専門認証機構は、認証要件を満たす場合、適時に認証証書を発行するものとされており、認証証書の有効期間は 3 年とされている。

2 号要件は、認証機構による認証手続を経るため、3 号要件(標準契約の締結)に比べて対外的な信用を得やすいというメリットがある。現在のところ、認証機構は 1 社しか存在しないため、2 号要件が 3 号要件に並ぶような実務的な選択肢になったとまでは言い難いものの、本弁法によって認証要件、認証機関の職権等が明らかにされたため、今後は、認証機構が増加し、2 号要件の活用が進むことが期待される。

[原文] 个人信息出境认证办法(国家互联网信息办公室 国家市场监督管理总局令 第 20 号)

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室、国家市場監督管理総局(国家互联网信息办公室、国家市场监督管理总局)

2025 年 10 月 14 日公布、2026 年 1 月 1 日施行

執筆担当:日本弁護士 伊藤 誠悟

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願ひいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 射手矢 好雄 (yoshio.iteya@amt-law.com)
弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
中国弁護士 屢 锦寧 (tu.jinning@amt-law.com)
弁護士 尾関 麻帆 (maho.ozeki@amt-law.com)
弁護士 横井 傑 (suguru.yokoi@amt-law.com)
弁護士 唐沢 晃平 (kohei.karasawa@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合は、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。